

議案第十一号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山

田

宏

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区立自転車駐車場条例（平成五年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一杉並区立西荻窪東自転車駐車場の項及び杉並区立東高円寺自転車駐車場の項を削る。

別表第二の二の項中「杉並区立西荻窪東自転車駐車場、」を削る。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一杉並区立西荻窪東自転車駐車場の項を削る改正規定及び別表第二の二の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

自転車駐車場を民営化すること等に伴い、同駐車場二箇所を廃止する必要がある。